

府政政調第 283 号
警察庁丁交企発第 233 号
基安安発 0607 第 1 号
3 食産第 1174 号
国自貨第 26 号
令和 3 年 6 月 7 日

一般社団法人日本フードデリバリーサービス協会代表理事 殿
一般社団法人シェアリングエコノミー協会 代表理事 殿
一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会
代表理事 殿

内閣府政策統括官（政策調整担当）付参事官（交通安全対策担当）
警察庁交通局交通企画課長
厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長
農林水産省食料産業局食品製造課長
国土交通省自動車局貨物課長

飲食物等のデリバリーに係る貨物自動車運送事業法の遵守について

昨今、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、デリバリーを活用するといった新しい生活様式が普及しているところ、主に自転車又は原動機付自転車を用いて飲食物を始めとする商品を消費者に配達するデリバリーサービスへのニーズが高まっているものと承知しております。

こうした中、昨年、飲食物のデリバリーに際して、配達員が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 36 条第 1 項に基づく事前の届出をせずに二輪の自動車を使用したため、当該配達員が同項違反により検挙されるという事案がございました。

他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を経営しようとする場合には、使用する自動車の種類に応じて、同法に基づく許可の取得又は事前の届出が必要です。また、同法に基づく必要な手続を経ずに、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業を経営した場合には、同法第 70 条等に規定する罰則の対象となります。

今後も、飲食物等のデリバリーに係るニーズの一層の高まり及びデリバリーサービスへのより多くの配達員の参画が予想される中、上記のような法令遵守への意識が欠如した行為はあってはならないことです。

つきましては、飲食物等のデリバリーサービスのプラットフォームを提供する事業者の皆様におかれましては、上記の事例を踏まえ、デリバリーに際して同法に基づく必要な許可の取得又は事前の届け出をせずに自動車を使用することが決してないよう、サービスを利用する配達員に対してあらゆる機会を捉えて強く働き掛けていただきますよう、貴団体傘下会員への周知をお願い申し上げます。

また、今後のデリバリーサービスの提供に当たっては、秩序ある事業環境の整備に向けて、自動車運転業務の交通ルールを含めて関係法令の遵守徹底について責任を持って事業運営に当たっていただきますよう、貴団体傘下会員への周知を重ねてお願い申し上げます。

連絡先：国土交通省自動車局貨物課
(代 表) 03-5253-8111 (内線 41323)
(課直通) 03-5253-8575

【参照条文】

○貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

2 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。次項及び第七項において同じ。）を使用して貨物を運送する事業であつて、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

3 この法律において「特定貨物自動車運送事業」とは、特定の者の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいう。

4 この法律において「貨物軽自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。）を使用して貨物を運送する事業をいう。

5～7 （略）

（一般貨物自動車運送事業の許可）

第三条 一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

（特定貨物自動車運送事業）

第三十五条 特定貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

2～8 （略）

（貨物軽自動車運送事業）

第三十六条 貨物軽自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、営業所の名称及び位置、事業用自動車の概要その他の事項を国土交通大臣に届け出なければならない。当該届出をした者（以下「貨物軽自動車運送事業者」という。）が届出をした事項を変更しようとするときも、同様とする。

2～5 （略）

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反して一般貨物自動車運送事業を営んだ者

二～五 （略）

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 （略）

二 第三十五条第一項の規定に違反して特定貨物自動車運送事業を営んだ者

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一～八 （略）

九 第三十六条第一項の規定に違反して、貨物軽自動車運送事業を営んだ者

十・十一 （略）